

**予算編成の抜本見直しを実行に移すために
～危機管理投資・成長投資の予見可能性と政策効果を高める予算運営～**

2026 年 10 月 29 日

筒井 義信
永濱 利廣
南場 智子
若田部昌澄

令和9年度予算は、骨太方針 2026 で示した予算編成の抜本見直しを実行に移す「責任ある積極財政元年」の予算である。「経世済民」の志の下、経済の力で国民の暮らしを守り、希望ある未来を切り拓くため、『「強く豊かな日本」投資枠』を単なる予算枠の新設に終わらせず、政府の中長期的なコミットメントと政策効果に応じた資源配分により民間投資を引き出し、持続的にイノベーションが生まれる環境を整える新たな予算運営の仕組みとして具体化する必要がある。

日本成長戦略会議では、長期的な成長戦略の下、今後5年間の集中投資期間における国内投資の道筋や具体的な施策を明らかにすることが期待される。経済財政諮問会議では、その成長戦略を予算編成の基本方針に反映するとともに、マクロ経済への効果や財政の持続可能性との整合性を検証し、経済財政運営全体の方向性を示すことが重要である。

また、令和9年度予算編成に当たっては、経済成長率や税収の見通し、歳出規模、国債発行額等について、歳入・歳出両面から財政の全体像を明らかにすべきである。その際、時限的な施策と継続的に必要な施策を区別しながら、新規国債発行額は歳入・歳出両面での取組みを反映した結果として示すとともに政策経費とそれ以外の経費の区分・内訳を含め、財政運営の実態を的確に説明すべきである。

こうした観点から、予算編成の抜本的見直しの実行に向けて、以下提言する。

1. 『「強く豊かな日本」投資枠』を成長戦略の実行につなげる予算システムとする

➤ **実行計画と複数年度の財政措置を一体化する**

日本成長戦略会議で年末に策定する「日本成長戦略実行計画」では、今後5年間の「国内投資」の道筋とともに、複数年度で、達成すべき目標、必要な予算額、期待する効果や支援対象企業の投資・販売・技術開発などに基づく「勝ち筋」を切り拓いていく方策について具体化することとされている。

令和9年度予算では、実行計画に示される重点分野・施策を起点として、初年度の予算措置だけではなく、後年度の官民による投資内容・規模、支援方針や財政措置の規模・時間軸を可能な限り明らかにし、民間投資に必要な予見可能性を確保すべきである。

また、本年度は概算要求が実行計画に先行していることから、概算要求を出発点としつつ、実行計画の策定を踏まえ、事項要求に留まっている項目についての予算の具体化等を行う。

特に、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる観点から政府が支援すべき対象であって、経済安全保障上重要な分野などに係る事業については、特別会計において複数年度で十分な財源を確保し、政府のコミットメントを財源面から裏付けるべき。あわせて、複数年度にわたる支援の規模、財源及び後年度の財政負担を明らかにし、財政の持続可能性と整合的に運営すべきである。

➤ **「金額を削る」予算査定から、「政策設計を磨く」予算査定へと転換する**

投資枠については、単年度の要求額を調整するだけではなく、政策介入の根拠、民間投資の誘発効果、政策手段の妥当性、官民のリスク分担、複数年度の必要性、後年度の財政負担等

を確認し、予算編成を通じて政策の質を高めるべき。経済安全保障等の定量化が難しい政策目的についても、その必要性や期待する成果を踏まえて判断すべき。

また、主要施策については、概算要求の内容、主な論点、採否・予算措置の内容とその理由などに関し、企業の機微情報に配慮しつつ、可能な限り、透明性を高めるべきである。

さらに、各省庁と財務省が、政策の実施後の効果検証を踏まえ、当初の政策設計や査定判断の妥当性を検証し、その結果を翌年度以降の予算編成に反映する仕組みを構築すべきである。

➤ 専門的知見を活用し、実行から学ぶガバナンスを構築する

日本成長戦略実行計画の推進に当たっては、分野・施策ごとの実行責任者、官民の役割分担、成果目標、マイルストーン、進捗管理及び見直しの仕組みを明確化すべきである。各省庁は、予算の執行だけではなく、民間投資の実現や政策効果の発現に責任を持つべきである。

そのため、政府が技術・産業・金融等に関する専門性を高め、専門人材の知見や企業、投資家、研究者等との継続的な連携を通じて、技術・市場の動向や現場の課題を的確に把握し、政策の企画・実行能力を高めるべきである。関係省庁が連携して、規制・制度、人材、インフラ、資金供給等のボトルネックの解消を進めるとともに、利益相反の管理や判断の透明性を確保する必要がある。

また、実行過程で得られた知見を踏まえ、政策手段や事業計画、必要に応じて成果目標・評価指標も見直す。主要施策については、外部の専門的知見も活用して効果を検証し、継続・拡充・見直し・退出に反映する。その際、民間投資の予見可能性を損なわないよう、見直しの考え方は、あらかじめ示す必要がある。

政策目的の達成や事業の見直しによって予算が不用となった場合も、政策運営の成果として評価し、生じた財政余力をより効果の高い施策に活用すべきである。

➤ 投資分野と政策手段をポートフォリオとして運営する

「足元の収益源」、「今後の稼ぎ頭」、「経済安全保障の強化」など、政策目的や成果が現れるまでの時間軸が異なることを踏まえ、投資枠全体を政策ポートフォリオとして運営すべき。個別事業だけではなく、官民投資、供給力・潜在成長率、経済安全保障等への効果を投資枠全体として把握する。全ての政策が当初想定どおり成功することを前提とせず、効果の高い政策は拡充し、ボトルネックに応じて手段を変更し、効果の乏しいものは縮小・退出し、より効果の高い分野に再配分すべきである。その際、イノベーションの担い手であるスタートアップを積極的に活用すべきである。

また、補助金、税制、財政融資、産業投資、政府保証等の政策手段についても、政策目的に応じたポートフォリオとして運営し、民間投資の誘発効果、官民のリスク分担、財政負担等を踏まえ、その組み合わせや資源配分を見直すべき。

特に、財政投融资については、個別案件・機関の収益性やリスクの管理に加え、ポートフォリオ全体の収益性・リスクと政策効果を踏まえ、民間だけでは対応が難しい投資へのリスクテイクを促す方向で運営を改革すべきである。

2. 補正予算への恒常的な依存から脱却し、複数年度の予算運営へ転換する

➤ 当初予算と補正予算の役割分担を明確にする

補正予算への恒常的な依存から脱却し、当初予算を中心とした計画的な予算運営へ転換すべきである。これまで補正予算で措置してきた施策については、継続的に必要なものは当初予算で措置することを基本とし、時限的な施策については、経済・物価情勢や政策効果、支援の必要性を踏まえて、その継続や内容を判断すべきである。

補正予算については、災害・突発的事態への対応、予算編成後の経済・物価情勢等の変化への対応など、財政法第29条を踏まえて必要性を精査すべきである。

なお、補正予算への恒常的な依存からの脱却は、経済ショック時に必要な財政対応を行わないことを意味するものではない。

➤ 複数年度の予見可能性を支える予算制度の具体化

危機管理投資・成長投資については、実行計画と整合的な複数年度の予算措置を基本とする。基金、国庫債務負担行為、繰越等を事業の性質に応じて活用し、民間投資に必要な予見可能性を確保すべき。特に、国庫債務負担行為の活用などを進め、複数年度の財政措置を機動的に講じられる仕組みを具体化すべきである。あわせて、基金については、必要な事業の継続性を確保しつつ、資金の滞留を抑制し、過大な資金の国庫返納を進めるべきである。

基金の見直しは、国庫債務負担行為等の活用を組み合わせ、既存契約への悪影響を避け、長期的な投資に必要な政府のコミットメントを損なわないようにすべき。

3. 当初予算中心の運営を支える税収見積もりと財源の確保

➤ 当初予算中心の運営を支える税収見積もりの精緻化

当初予算を中心とした計画的な予算運営への転換に向け、当初予算の段階で税収をより精緻に見積もる必要がある。財務省は、近年の税収実績と当初予算段階での見積もりとの乖離を税目別・要因別に検証するとともに、税収見積もりに用いる推計手法や主要な調整要因を確認できるよう透明性向上に努めるべきである。その過程では、マクロ経済財政運営を所管する内閣府は、経済動向やマクロ経済見通しに基づく主要税目の税収動向について分析を行い財務省と緊密に連携すべきである。こうした取組みを通じて、見積もりの精度と透明性を高め、その結果を令和9年度予算編成に反映すべきである。

➤ 税外収入の確保と、財政負担の性質に応じた活用

特別会計の剰余金、基金からの返納額等について、法令や各会計の目的に即して、必要な資金の確保や将来のリスクへの備えとの関係を検証したうえで、活用可能な税外収入を的確に把握・確保すべきである。その際、一時的な収入と継続的な収入を区別し、恒常的な財政負担との関係に留意する必要がある。

特に、現在の外為特会の財政状況を見ると、足下の為替レートを前提とすれば、当面は、為替リスクへのバッファは十分に確保されていると考えられることを踏まえ、外為特会の剰余金を財源として積極的に活用すべきである。

以上の予算編成の抜本的な見直しを令和9年度予算編成の基本方針の改定において具体化するとともに、政府経済見通しや中長期試算とも接続し、供給力・潜在成長率への効果、税収、後年度の財政負担等を一体として検証し、経済財政諮問会議における今後の政策判断につなげるべきである。